



サステナブルファッション及び 衣類回収を巡る状況について

2026年 7 月

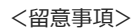
環境再生・資源循環局 資源循環課



1. サステナブルファッションに関する環境省の取組状況
2. 自治体等による衣類回収に関する現状
3. 参考資料

1. サステナブルファッションに関する 環境省の取組状況

2025年版 衣類のマテリアルフロー



※ 各合計値は、四捨五入の関係で和が一致しない場合がある。

家庭から廃棄される衣類の量の削減目標

- 2024年6月の産業構造審議会 製造産業分科会 繊維産業小委員会の中間とりまとめにおいて示された「繊維製品における資源循環ロードマップ」及び第5次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）において、2030年度をターゲットイヤーとし、「家庭から廃棄される衣類の量を2020年度比で25%削減」することが、目標として掲げられた。

繊維製品における資源循環ロードマップ

2040年度の資源循環システムの構築、適量生産・適量消費の達成を目指し、そのためのKPIを設定。まずは、それぞれの項目で2030年度をターゲットイヤーとした個別目標を達成していく。

衣料品の回収量の増加に向けた制度整備

自治体や事業者のグッドプラクティスを収集・整理（環境省）

脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進（環境省）

家庭から廃棄される衣類の量の2020年度比
25%削減

資源循環システム構築に資する技術基盤の整備

選別・分離
再資源化
技術開発

複合素材繊維の選別・分離・再資源化にむけた実証研究

事業化

リサイクルプロセスの環境負荷低減

手放される衣料品のうち、
繊維to繊維リサイクルで
5万トンを処理

繊維製品における環境配慮設計の推進

環境配慮設計の国内規格（JIS）化の推進

国際規格（ISO）化の推進

グリーン購入法特定調達品目での対応を通じた環境配慮設計製品の公共調達での普及

LCA・CFP
算出手順書の整備

大学・試験研究機関等における人材育成・技術指導支援

環境配慮設計
ガイドラインの
企業普及率
80%

アパレル産業における情報開示の推進・グリーンウォッシュ対策

「情報開示ガイドライン」策定・取組の推進

取組状況の確認・更なる取組の検討

環境配慮設計製品の表示方法・評価方法の検討

方法の決定

表示・第三者評価の運用開始

消費者教育・意識醸成の推進

国内主要アパレル
企業の情報開示率
100%

参考：欧州における対応の方向性

ESPR施行（未使用繊維製品の廃棄禁止、環境配慮設計の要件化、リサイクル繊維等の定義、DPP等）

CSRDに基づく情報開示の義務化

「持続可能な繊維戦略」
ターゲットイヤー

必要に応じて追加の取組・対応の強化を検討

資源循環システムの構築

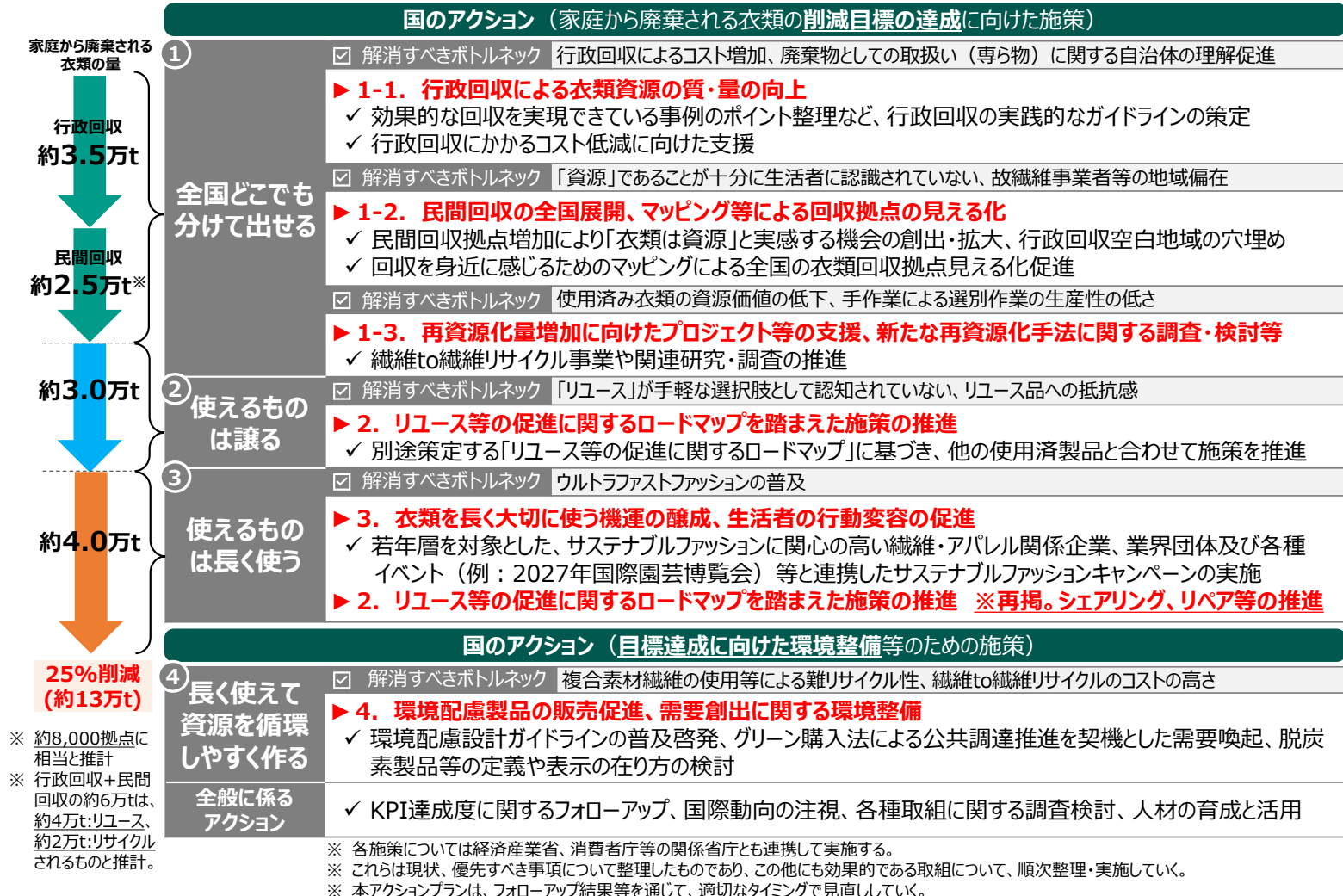
適量生産・適量消費の達成

2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030 2040（年度）

（出所）繊維産業における資源循環ロードマップ（産業構造審議会 製造産業分科会 繊維産業小委員会 中間とりまとめ（2024年6月25日））

サステナブルファッションの推進に向けたアクションプランの策定

・令和8年3月、家庭から廃棄される衣類の削減目標の達成に向けた具体的な取組として、「**サステナブルファッションの推進に向けたアクションプラン**」（以降、アクションプラン）を策定。本アクションプランを通じて、経済産業省、消費者庁等の関係省庁と連携して効果的な施策を実行し、具体的な取組を促進する。



その他の取組の予定（令和 8 年度）

・アクションプランに位置付けられた国のアクションは、経済産業省、消費者庁等の関係省庁とも連携しながら、今年度以降に順次整理・実施していく予定である。

方向性	国のアクション	令和 8 年度の主な取組状況
① 全国どこでも 分けて出せる	▶ 1-1. 行政回収による衣類資源の質・量の向上 ✓ 効果的な回収を実現できている事例のポイント整理など、行政回収の実践的なガイドラインの策定 ✓ 行政回収にかかるコスト低減に向けた支援 ▶ 1-2. 民間回収の全国展開、マッピング等による回収拠点の見える化 ✓ 民間回収拠点増加により「衣類は資源」と実感する機会の創出・拡大、行政回収空白地域の穴埋め ✓ 回収を身近に感じるためのマッピングによる全国の衣類回収拠点見える化促進 ▶ 1-3. 再資源化量増加に向けたプロジェクト等の支援、新たな再資源化手法に関する調査・検討等 ✓ 繊維to繊維リサイクル事業や関連研究・調査の推進	✓ 本検討会を通じて、「自治体向け衣類回収ガイドライン（仮称）」を策定予定
② 使えるものは 譲る	▶ 2. リユース等の促進に関するロードマップを踏まえた施策の推進 ✓ 別途策定する「リユース等の促進に関するロードマップ」に基づき、他の使用済製品と合わせて施策を推進	✓ モデル実証事業による事例創出（継続して支援） ✓ 全国の衣類回収拠点見える化に向けた検討
③ 使えるものは 長く使う	▶ 3. 衣類を長く大切に使う機運の醸成、生活者の行動変容の促進 ✓ 若年層を対象とした、サステナブルファッションに関心の高い繊維・アパレル関係企業、業界団体及び各種 ✓ イベント（例：2027年国際園芸博覧会）等と連携したサステナブルファッションキャンペーンの実施	✓ 環境省にて令和 8 年度環境研究総合推進費を実施 ✓ 繊維to繊維の資源循環構築の実現に向けた研究開発・実証（経済産業省、バイオものづくり革命推進事業）
④ 長く使えて 資源を循環 しやすく作る	▶ 4. 環境配慮製品の販売促進、需要創出に関する環境整備 ✓ 環境配慮設計ガイドラインの普及啓発、グリーン購入法による公共調達推進を契機とした需要喚起、脱炭素製品等の定義や表示の在り方の検討	✓ リユースの機運を高めるための官民連携キャンペーンの実施 ✓ 「優良事業者ガイドライン(仮称)」の作成検討 ✓ リユース品等の海外での取り扱いに関する調査
全般に係る アクション	✓ 「サステナブルファッション・キャンペーン」を新たに立ち上げ。SNS等を活用し、プロモーションを図る。 ✓ 官民連携で一体的に推進するために使用するロゴマーク及びキャッチコピー、企業・団体・学校・自治体等のサステナブルファッション・パートナーを募集。	✓ 脱炭素製品等の需要喚起に向けた制度の骨格の検討（環境省、令和 8 年度脱炭素製品等の需要喚起に向けた検討会） ✓ 情報流通プラットフォームの開発（経済産業省、予算事業）
	✓ KPI達成度に関するフォローアップ、国際動向の注視、各種取組に関する調査検討、人材の育成と活用	✓ G7各国を中心とした国際動向の調査

※ 各施策については経済産業省、消費者庁等の関係省庁とも連携して実施する。

※ これらは現状、優先すべき事項について整理したものであり、この他にも効果的である取組について、順次整理・実施していく。

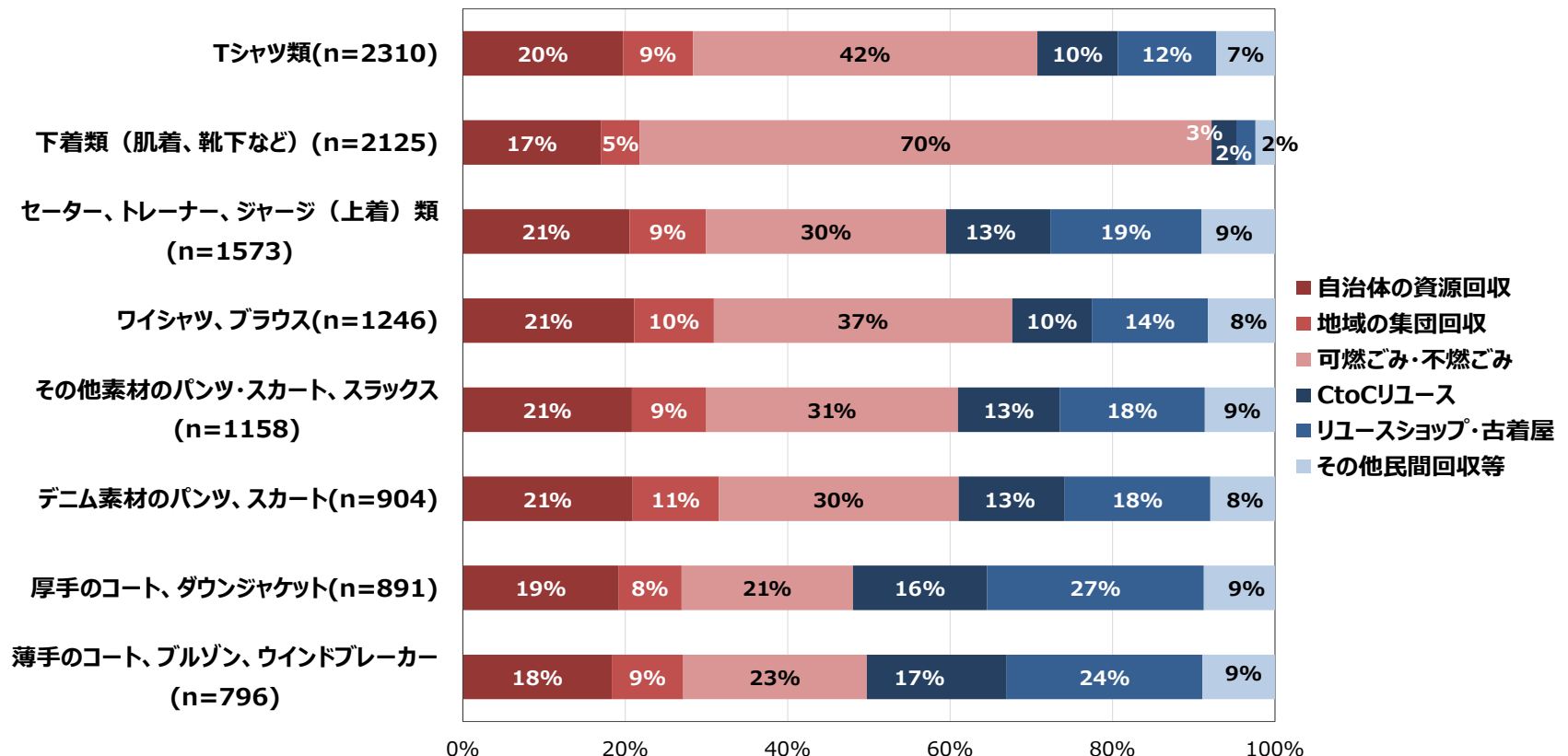
※ 本アクションプランは、フォローアップ結果等を通じて、適切なタイミングで見直ししていく。

2. 自治体等による衣類回収に関する現状

生活者の衣類の排出に対する意識

- ・循環型ファッションの推進においては、生活者は衣類を大切に使用し、排出する場合には**その状態に応じて資源循環に資する適切な排出方法を選択することが求められる**。生活者へのアンケート調査の結果、衣服は「可燃ごみ・不燃ごみとして廃棄」される割合が高く、資源としての回収への協力や、自主的なリユースの取組の実施の割合は低い水準にある。

衣服の種類別 最も利用頻度の高い手放した方法



（注）2025年1月～12月の1年間で手放した服について、服の種類別に、最も利用頻度が高い手放した方法を調査。15種類の衣服のうち、回答数の多かった8種類を集計。

（注）CtoCリユースは、「親類・友人などに譲渡」「バザーに寄付」「フリーマーケット（オフライン）」「フリーマーケット（オンライン）」「ネットオークション」を含む。

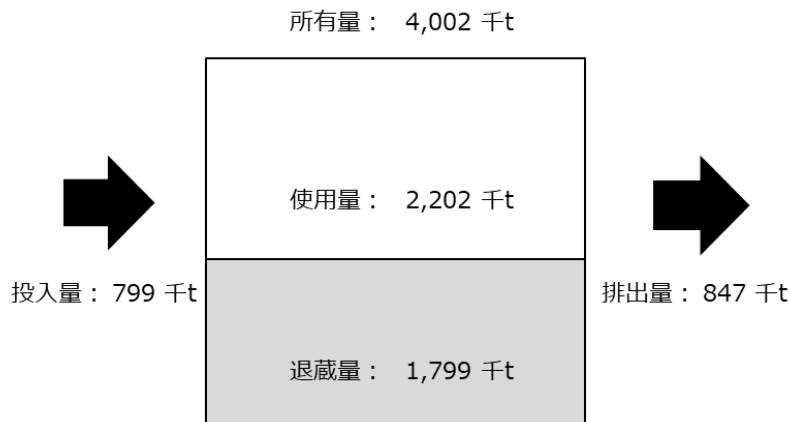
（注）その他民間回収等は、「下取り」「小売店等の回収ボックス」「回収ボックス以外の店頭回収」「海外に寄付」を含む。

（出所）環境省「令和7年度循環型ファッションの推進方策に関する調査業務 報告書」

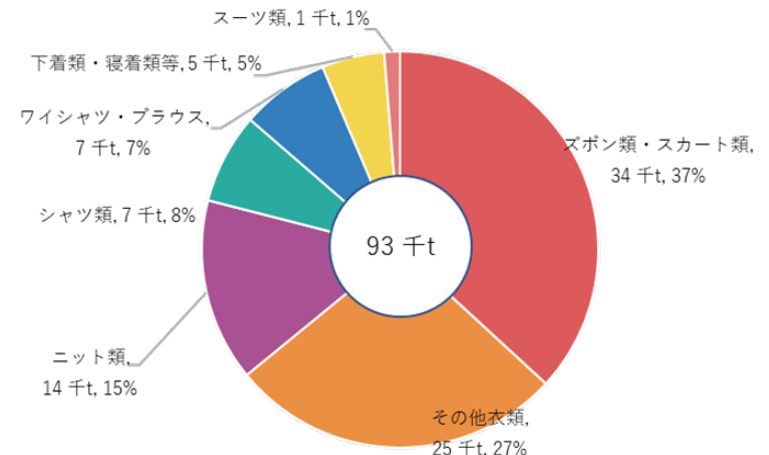
生活者の衣類のストックに関する現状

- 生活者の衣類のストック（所有量、使用量、退蔵量）の状況は、衣類の排出状況と密接に関係する。
- 家庭に投入された衣類（中古品として入手されたものを除く）を対象としたストック調査を実施したところ、2023年において**所有する新品衣類の約45%が退蔵している**と推計され、**リユース・リサイクルのポテンシャルがあること等が明らかになった。**
- また、家庭から可燃ごみ・不燃ごみとして廃棄される衣類のうち、ひどい汚れ・損傷ではない理由で廃棄されている衣類にリユースポテンシャルがあると仮定した場合、**約93千tにリユースポテンシャルがあると推計**され、生活者の意識変容によってリユースが促進されることが期待される。

新品として入手された衣類の 投入量・排出量・ストック量(2023年)



廃棄（可燃・不燃）される衣類の リユースポテンシャル種別内訳(2023年)



(注1) いずれも消費者アンケートの分析結果及び、家庭への衣類（中古品として入手したものは除く）の投入量（推計値）に基づき推計。

(注2) 左図では、使用者が普段使用している衣類の量を「使用量」、使用者が普段使用しなくなったにもかかわらず、手放されていない衣類の量を「退蔵量」、使用者の使用有無にかかわらず、所有している衣類の量を「所有量」としている。なお、家庭から排出された衣類は、「廃棄（可燃・不燃）」、「廃棄（資源回収）」、「集団回収」、「下取り」、「店頭回収」、「リユース」のいずれかの方法で手放されると想定。

(注3) 右図では、「廃棄（可燃・不燃）」で手放された衣類のうち、「シミや黄ばみ等の汚れが目立つようになったため」「ちぢみ、やぶれ等の損傷があるため」等のひどい汚れ・損傷ではない理由で手放されている衣類にリユースポテンシャルがあると仮定し、推計。

(注4) 当該調査ではデータ入手可否等の観点から新品として入手された衣類（新品で店舗等から入手した衣類）を推計の対象としており、リユースされた中古衣類は推計の対象外とした。

(出所) 環境省「令和6年度循環型ファッションの推進方策に関する調査業務 報告書」

自治体・事業者等による衣類回収の類型

- 衣類の回収方法は、自治体が実施する「**行政回収**」、PTAや自治会等の地域コミュニティが実施する「**集団回収**」、アパレル企業やリユースを目的とする事業者が実施する「**民間回収**」の3種類に大別される。
- それぞれの回収方法は、実施主体だけでなく、回収頻度や衣類を排出できるタイミング・場所、排出可能な衣類の種類等の特徴に差異があり、**生活者にとっての利用のしやすさや、集まる衣類の性質が異なる。**

自治体・事業者等による衣類回収の類型と概要

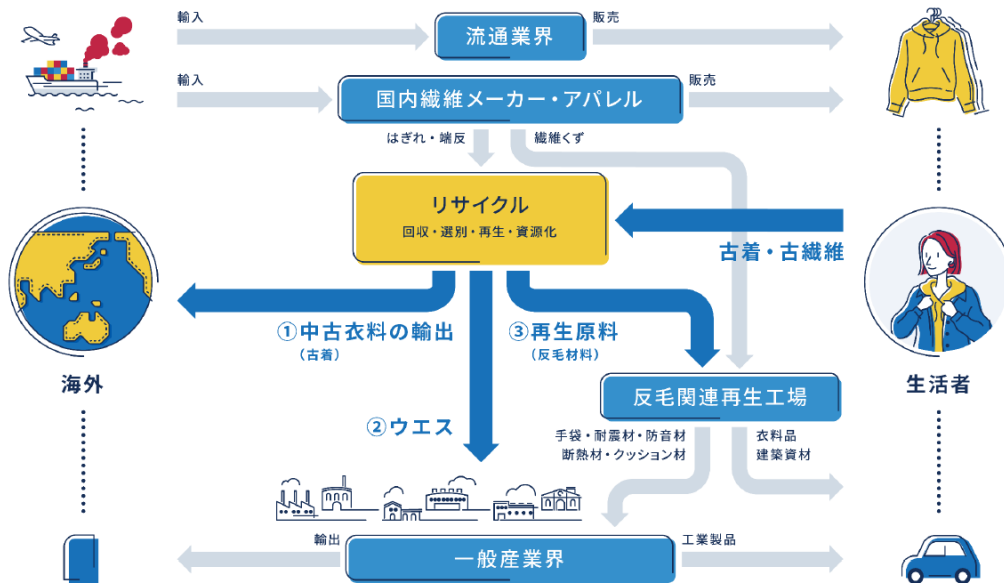
	行政回収	集団回収	民間回収
実施主体	自治体	地域コミュニティ (例：自治会や子ども会、PTA、地域活動協議会や地域のNPO等)	事業者 (例：アパレル企業やリユースを目的とする事業者等)
具体的な回収方法	【ステーション回収】 住民が決められた集積所に排出した衣類を回収する方法 【戸別回収】 住民が自宅前に排出した衣類を回収する方法 【拠点回収】 住民が役所・環境事務所等に持ち込んだ衣類を回収する方法。専用の敷地等あるいは施設を設ける場合と、回収ボックスを様々な地点に常設する場合に大別される。	【定期的な回収】 行政回収と同様、定期的にステーション回収・戸別回収を行う方法 【不定期な回収】 実施主体が回収を行う特定の日時・場所を定め、排出された衣類を回収する方法	【ボックス回収】 小売店舗の店頭や商業施設内等に回収ボックスを設置して回収する方法 【店頭回収】 小売店の店頭で、回収ボックスや手渡し等で回収する方法 【郵送回収】 生活者が衣類の梱包して郵送し、回収する方法
特徴・備考	✓ あくまで再利用可能なものを前提とし、汚れている・濡れているもの等は対象外となることが多い。 ✓ 収集曜日は、自治体内でも居住地区によって異なる場合が多い。また、紙類、または資源物全体とあわせて、収集曜日が設定されることが通例。	✓ 住民の資源循環の意識醸成を目指し、「資源ごみ」の集団回収に対して、回収対象ごとに回収量に応じた奨励金（例：6円/kgなど）を自治体が交付する例も多い。 ✓ 自治体によっては「コミュニティ回収」と呼称している場合がある。	✓ 回収対象としては、衣服の品目・状態による制限のほか、特定の企業・ブランドの製品に限る場合がある。 ✓ 店員に直接手渡しで回収する方法では、回収を実施している企業・ブランドで利用可能なクーポンやポイントを付与する場合がある。

→ 自治体の回収の対象となる方法

使用済衣類の選別、再利用、再生利用等の現状

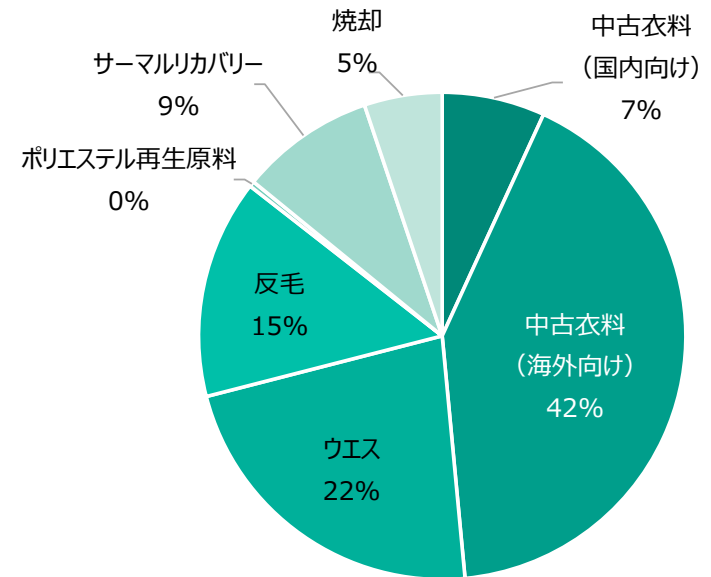
- 衣類が回収された後、「分別・繊維再生」の段階に至るまでには、排出者である生活者、衣類回収を担う自治体・事業者等に加え、選別・リユース・リサイクルを担う故繊維事業者等、再生品（中古衣料品・ウエス・反毛等）を買い取る事業者など、多くのプロセス・ステークホルダーが存在する。
- 循環型ファッションの推進においては、資源循環の入口となる回収量の増加・効率化に加え、**適切な再資源化の実施、および再生品（再生繊維等）を活用する受け皿の確保について、両輪で検討することが重要**と考えられる。
- 故繊維事業者による選別後の処理割合は、事業収益性の観点から、中古衣料としての活用が最も多く（約 5 割）、約 1 ～ 2 割がリユース・リサイクルされずに焼却・サーマルリカバリーに回されている。

繊維リサイクルの資源循環図



(出所) 環境省作成

故繊維事業者による選別後の処理割合

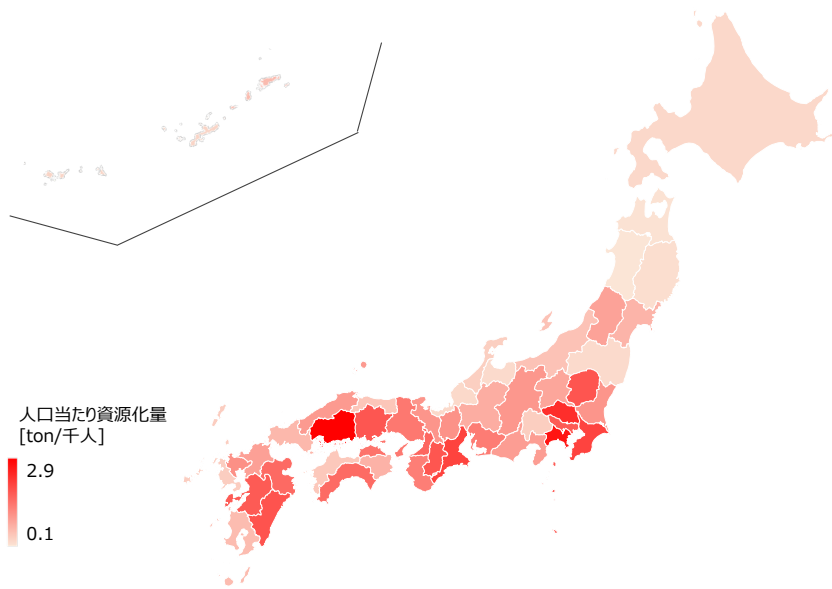


(出所) 環境省調査。2023年10月～11月に実施した故繊維事業者を対象にしたアンケート調査（回収数：101 社）の結果を踏まえ、処理方法別の取扱量を集計したもの。（その他・未選別を除いた集計結果）

故繊維事業者の地域偏在の傾向

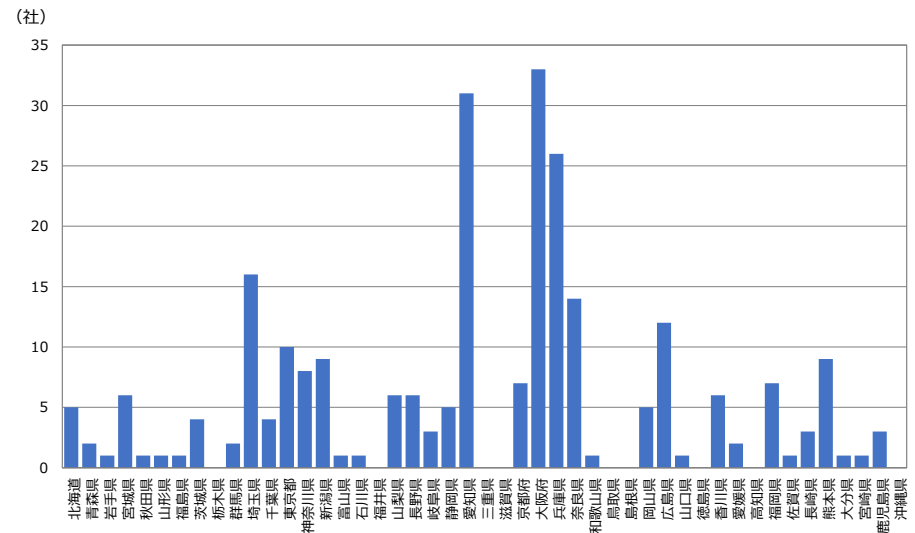
- 行政回収は回収した故衣料品の引受先があることで成り立っており、近隣に故繊維事業者等の事業者が存在しない自治体は回収が難しいが、実際には**事業者の立地に地域偏在がある傾向**が指摘されている。
- 都道府県別の布類の資源化の状況を確認すると、例えば北海道・東北・北陸等の地域は、人口当たりの資源化量が相対的に少ない傾向にあり、故繊維事業者の立地の傾向と照らし合わせて、偏在状況が概ね一致することが確認される。
- 故繊維事業者への聞き取りの結果、事業者が回収を行う地理的範囲は採算性を考慮して検討されている例が多く、遠方であるほど輸送コストが高く、対応が困難となる。

都道府県別の布類の資源化の状況



（出所）環境省「令和5年度一般廃棄物処理実態調査（令和7年3月）」を基に作成。
資源化状況は、人口に対する一般廃棄物処理実態調査の資源化量（直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量）を都道府県別に集計している。

故繊維事業者の立地の傾向

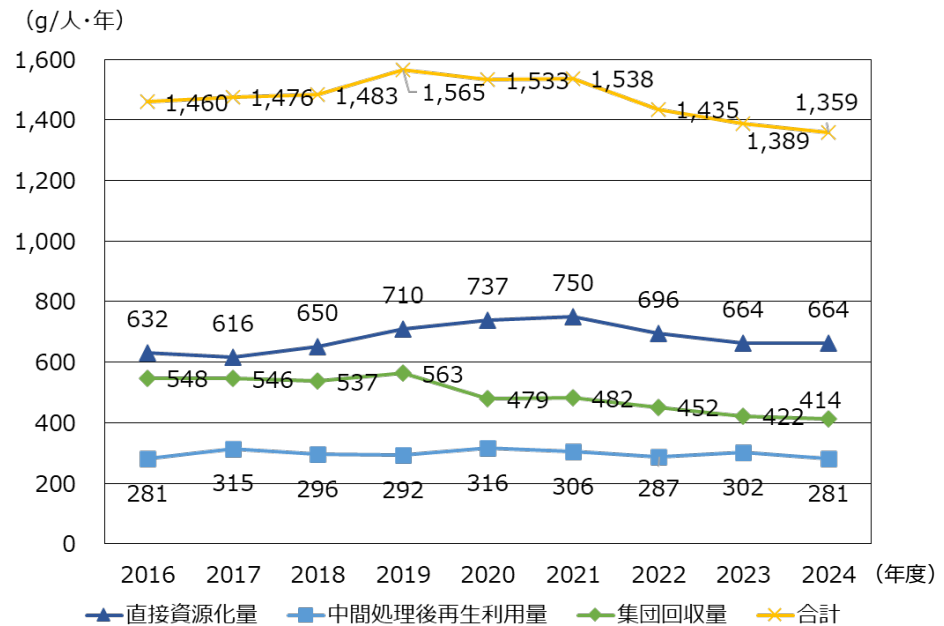
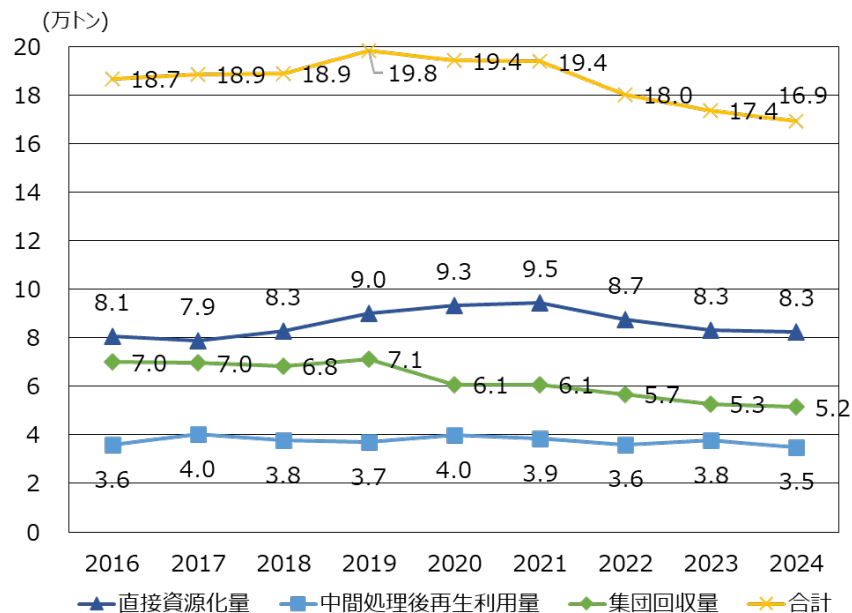


（出所）事業者は、①各自治体が「廃棄物再生事業者登録制度」に基づいて登録・公表している事業者の名簿、②業界団体の会員名簿、③令和5年度に実施した事業者アンケートの回答企業（101社）を基に整理した結果であり、網羅的でない点には留意が必要である。

行政回収・集団回収による布類の資源化量の推移

- 2024年度の行政回収による資源化量は11.6万トン（直接資源化量と中間処理後再生利用量の合算）、集団回収による資源化量は5.2万トンであり、合計で16.9万トン。
- 資源化量の合計は、2019年度をピークに減少傾向にあり、特に集団回収量は2020年度に回収量が落ち込み、2024年度時点においても回収量の水準が下がったままとなっている。
- 資源化量（特に集団回収量）の減少傾向は、国民1人あたりの量の推移でも同様の傾向である。
※集団回収量の減少要因は、コロナ禍による回収の中止、高齢化による担い手不足等が考えられる。

行政回収・集団回収による布類の資源化量の推移（左：総量、右：国民1人あたり）

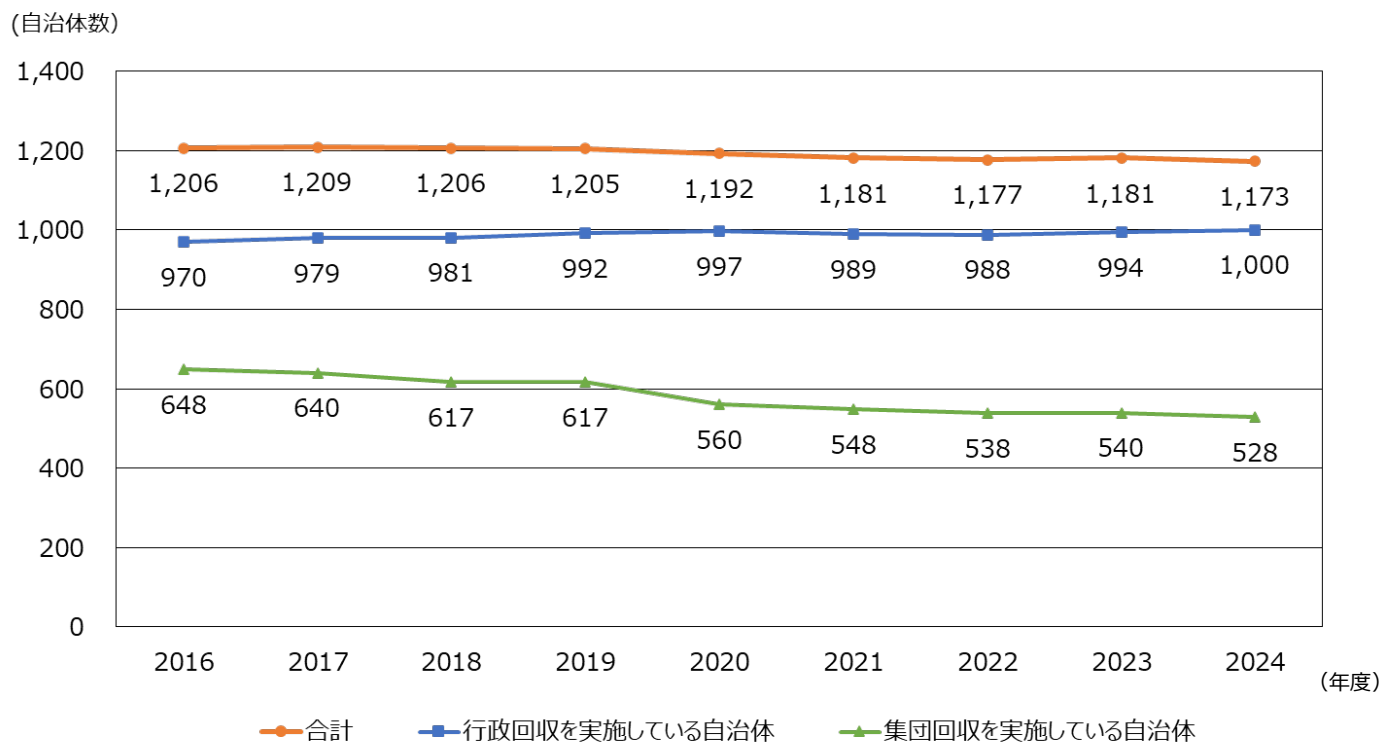


(出所) 環境省「令和6年度一般廃棄物処理実態調査(令和8年3月)」等を基に作成

行政回収・集団回収を実施する自治体数の推移

- 2024年度までに、集団回収を実施している自治体数は減少傾向にある。特に2019年から2020年にかけて大きな減少が見られ、コロナ禍による集団回収の中止の影響が大きいものと推察される。
- 行政回収を実施している自治体数は微増傾向にあるが、集団回収の減少傾向の影響を受け、回収を実施する自治体数の合計（行政回収・集団回収のいずれかを実施する自治体）は微減傾向にある。

行政回収・集団回収を実施する自治体数の推移



(出所) 環境省「令和6年度一般廃棄物処理実態調査（令和8年3月）」等を基に作成

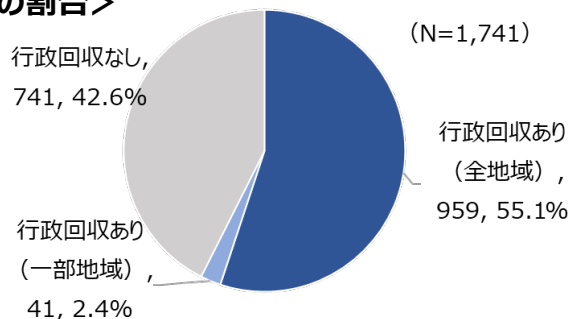
(注) 集団回収の実施自治体数は、布類の集団回収量が0より大きい市区町村を集計対象としている。

行政回収の実施状況（実施自治体数・割合）

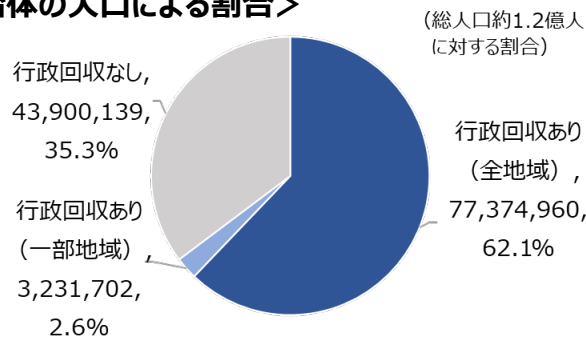
- 2024年度において、全国1,741市区町村のうち、行政回収を全地域で行っているのは**959市区町村（55.1%）**、一部地域で行っているのは**41市区町村（2.4%）**。収集を行っていないのは**741市区町村（42.6%）**である。
- 人口規模別でみると、**人口規模が大きい市区町村ほど、行政回収の実施割合が高くなっている。**
 - 人口規模の小さい市区町村では、資源回収に要する人手等が限られる中で、プラスチック等の他の品目が優先され、衣類回収に手が回っていない等の要因が考えられる。

行政回収の実施状況

<自治体数の割合>

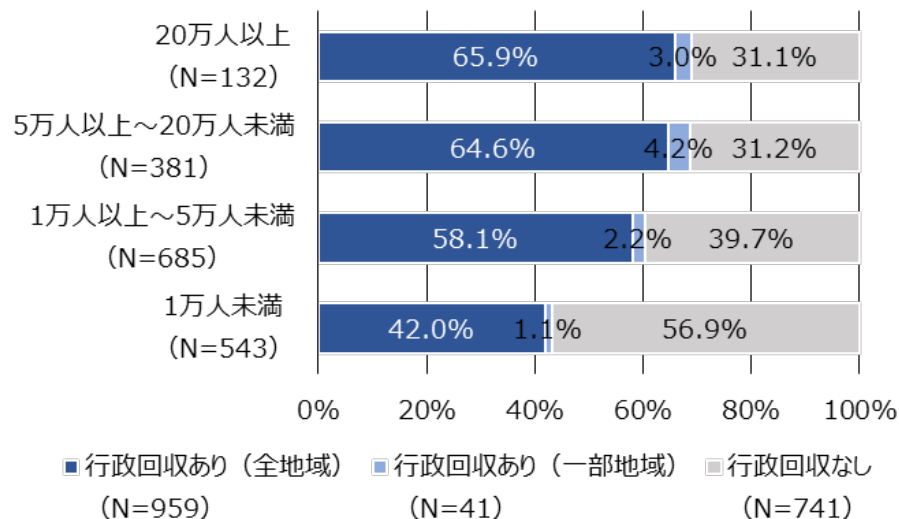


<実施自治体の人口による割合>



(注) 一部地域での回収の場合も、自治体全体の人口を基に集計している。

自治体の人口規模別の行政回収の実施状況

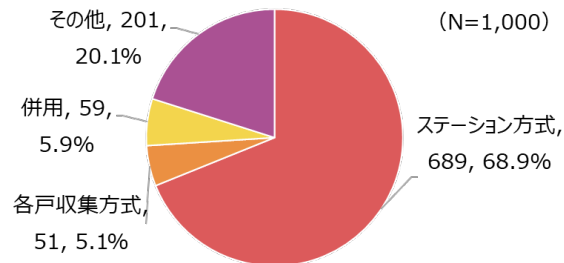


(出所) いずれも環境省「令和6年度 一般廃棄物処理実態調査（令和8年3月）」を基に作成

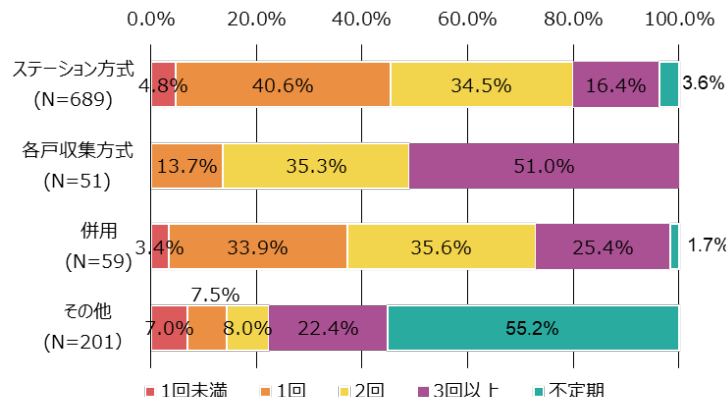
行政回収の実施状況（実施方法・実施頻度）

- ・2024年度において、行政回収を実施している1,000市区町村のうち、ステーション方式が**689市区町村**、各戸収集方式が**51市区町村**、ステーション方式と各戸収集方式の併用が**59市区町村**、その他が**201市区町村**となっている。
- ・行政回収の実施頻度については、月に1回～4回の割合が多いが、実施方法によって傾向が異なる。
- ・「布類の1人当たりの資源化量」を基に比較すると、実施方法別では**各戸収集方式**、実施頻度別では**月に1回以上の収集頻度**での資源化量が多い傾向にある。
 - 「各戸収集方式」は生活者目線で排出がしやすく、また一般廃棄物処理の有料化とあわせて導入されることが多いため、分別排出のインセンティブが生まれている可能性が考えられる。（一方、コスト・運用面の負担が増加するため、留意が必要。）
 - 回収が月1回未満の場合、自宅に保管ができず、燃えるごみ等に回ってしまっていると考えられる。

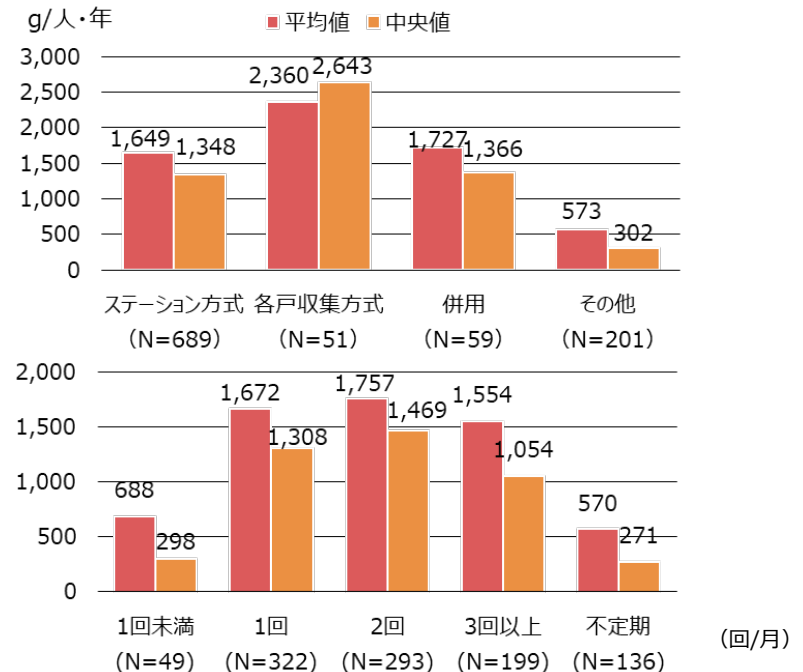
行政回収の実施方法



行政回収の実施方法と実施頻度



実施方法・実施頻度別の1人当たりの資源化量



(注記)

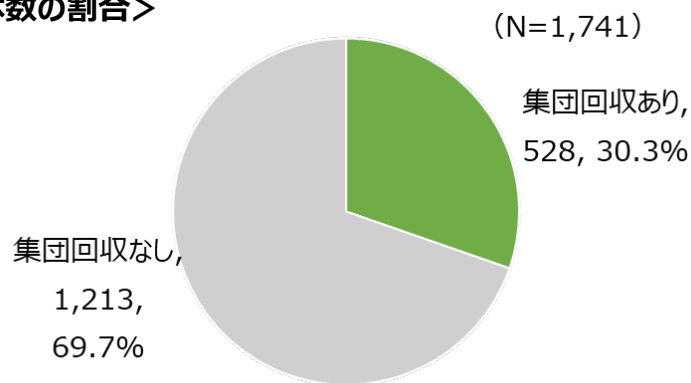
- ・「全地域で回収（959件）」と「一部地域で回収（41件）」のいずれも含めて集計。
- ・布類の資源化量のうち、直接資源化量と中間処理後再生利用量の合計値を対象に集計（出所）いずれも環境省「令和6年度一般廃棄物処理実態調査（令和8年3月）」を基に作成

集団回収の実施状況（実施自治体数・割合）

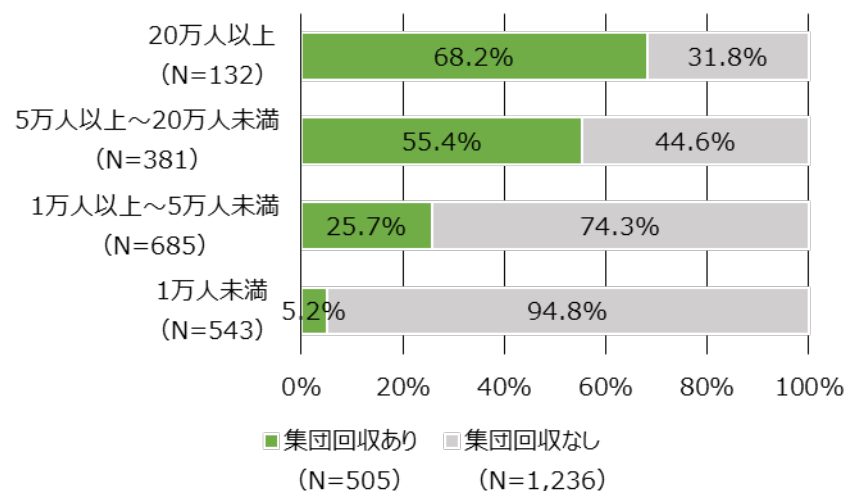
- 2024年度において、全国1,741市区町村のうち、集団回収の実施が確認※できたのは**528市区町村**。
※「一般廃棄物処理実態調査」において、布類の集団回収量が0より大きい市区町村を集計。
- 人口規模別でみると、行政回収と同様、人口規模が大きいほど市区町村での集団回収の実施割合が高くなっている。ただし、**行政回収よりも人口規模別での実施状況には差があり**、人口が1万人未満の市区町村では約95%で集団回収は実施されていない。
 - 集団回収は、効率性や担い手の観点から、人口規模が一定以上の地域において有効となる回収方法であることが示唆される。

集団回収の実施状況

<自治体数の割合>



人口規模別での集団回収の実施状況



(注記)

- ・集団回収の実施自治体数・割合については、布類の集団回収量が0より大きい市区町村を集計対象としている。
- ・データの制約上、「全地域での実施」「一部地域での実施」の区別は困難。

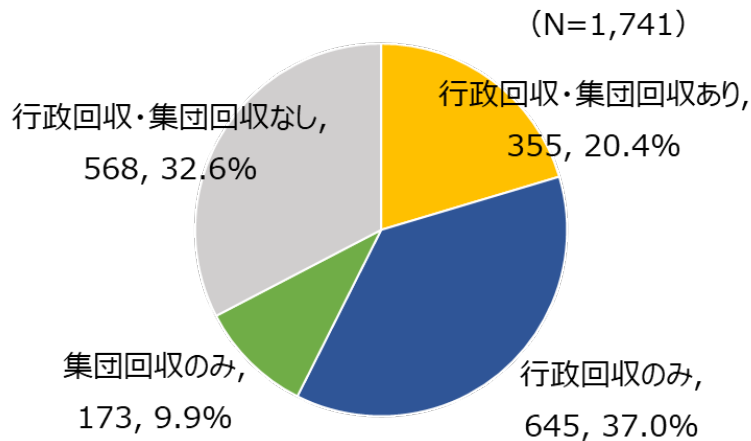
(出所) いずれも環境省「令和6年度一般廃棄物処理実態調査（令和8年3月）」を基に作成

行政回収・集団回収の実施状況の詳細

- ・2024年度において、全国1,741市区町村のうち、行政回収・集団回収のいずれも行っているのは**355市区町村 (20.4%)**、行政回収のみ行っているのは**645市区町村 (37.0%)**、集団回収のみ行っているのは**173市区町村 (9.9%)**、いずれも行っていないのは**568市区町村 (32.6%)**である。
- ・人口規模別でみると、20万人以上の市区町村は行政回収・集団回収のいずれも実施していない割合は5%未満。一方で、5万人以上～20万人未満では15.0%、1万人以上～5万人未満では30.1%と、**人口規模が小さいほど回収を実施していない割合が高くなっている。**

行政回収・集団回収の実施状況

<自治体数の割合>

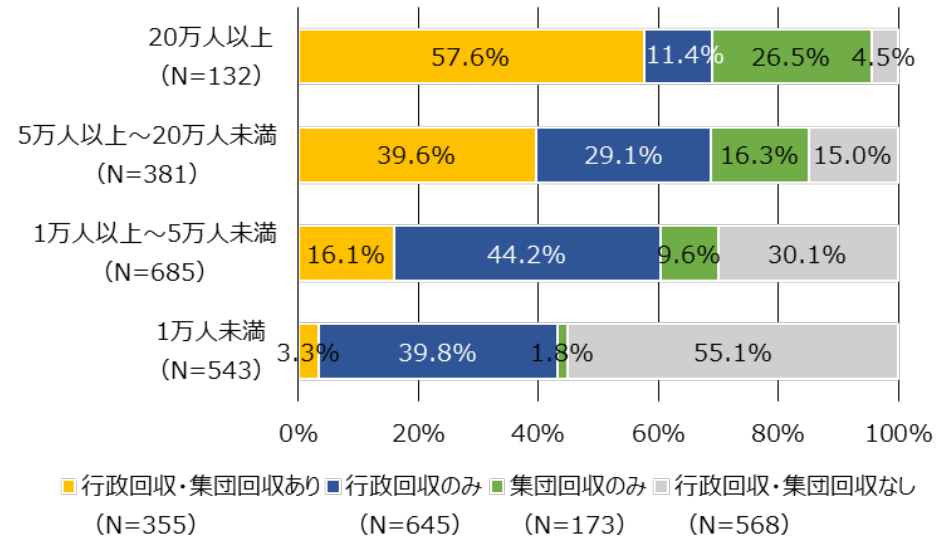


(注記)

・行政回収の実施自治体数・割合については、「全地域で回収 (959件)」と「一部地域で回収 (41件)」のいずれも含む。

・集団回収の実施自治体数・割合については、布類の集団回収量が0より大きい市区町村を集計対象としている。

人口規模別での行政回収・集団回収の実施状況

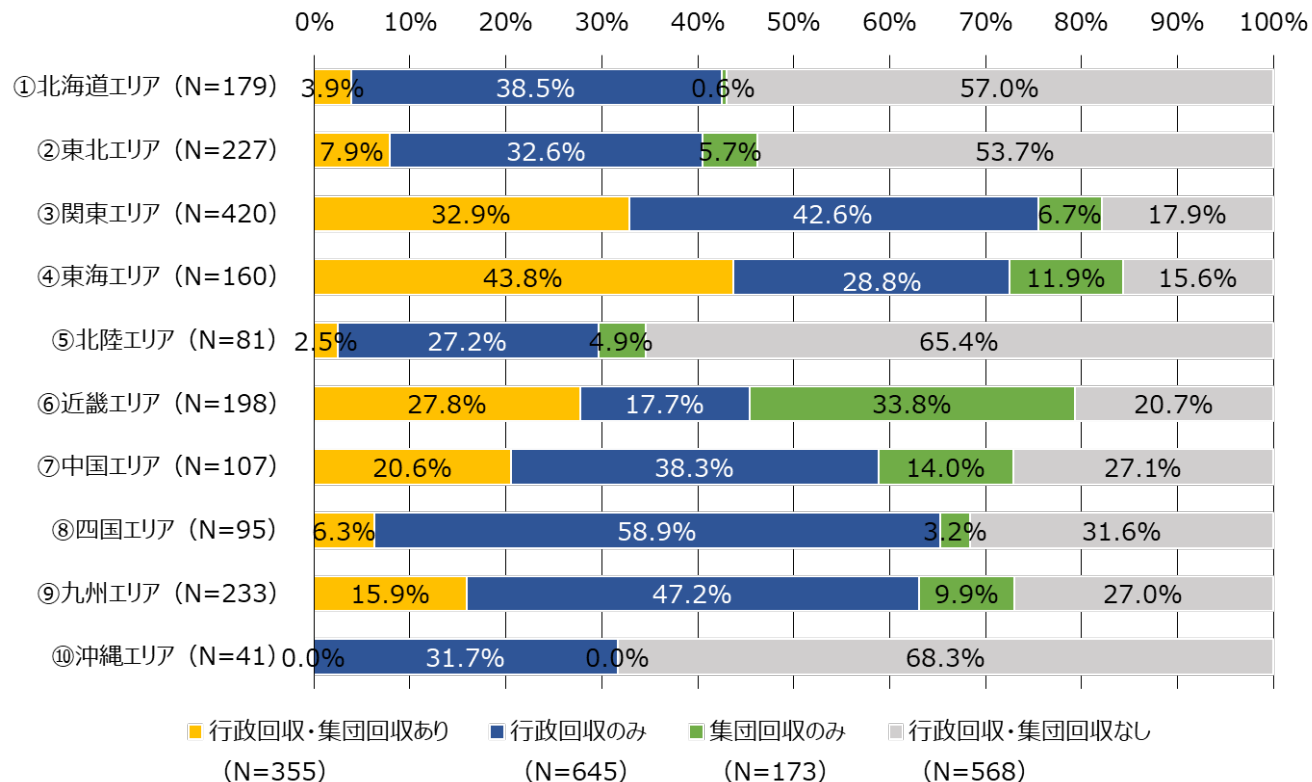


(出所) いずれも環境省「令和6年度 一般廃棄物処理実態調査 (令和8年3月)」を基に作成

行政回収・集団回収の実施状況の詳細（エリア別）

- 行政回収・集団回収の実施状況をエリア別でみると、**東海エリア・関東エリア・近畿エリア**の順に**いずれかの回収を実施している自治体の割合が高く**、故繊維事業者が多く立地する地域の状況と概ね対応している。
 - うち近畿エリアは、歴史的に古紙問屋や再生資源業者が多く、**集団回収が採用されている割合が高いことが特徴的である。**
- 反対に、**沖縄エリア・北陸エリア・北海道エリア・東北エリア**の順に**いずれの回収も実施していない自治体の割合が高く**、回収の空白地帯が生まれている。

エリア別での行政回収・集団回収の実施状況



（出所）環境省「令和6年度一般廃棄物処理実態調査（令和8年3月）」を基に作成

行政回収による回収品目の設定状況

- 自治体による**回収品目の設定は様々**であり、過年度の自治体ヒアリングでは、「具体的な品目のみを示す、具体的な品目を示しつつ「衣類全般」の回収を示す、品目の例示は無く「衣類全般」の回収を示す事例等が確認されている。
- 日本古着リサイクル輸出組合は、個別品目の詳細は受入業者への確認が必要であるとしつつ、**回収できる判断基準の目安として「タンスにしまえる状態に」としている。**

自治体による回収品目の設定事例

■回収できる「具体的な品目」のみを示している事例

自治体	回収方法	回収できる衣類の品目の例示
A市	行政回収（拠点回収）、 集団回収	スーツ、下着、セーター、ジャケット、Tシャツ、ジーンズ など
B市	行政回収（ステーション回収）、 集団回収	下着、ワイシャツ、セーター、背広、ストッキング、革ジャンパー、ダウンジャケット、スカート、ズボン、くつ下
C市	行政回収（拠点回収）、 集団回収	スーツ、シャツ、ポロシャツ、Tシャツ、作業着、デニム、綿パンツ等

■「具体的な品目」を示しつつ、「衣類全般」の回収を示している事例

D市	行政回収（ステーション回収、 拠点回収）	上着、中着、下着、帽子、手袋、靴下などの衣類全般（革ジャンパー・毛糸の衣類なども可）
E市	行政回収（ステーション回収、 拠点回収）、集団回収	一般的な衣類（Tシャツ・ワイシャツ・ブラウス・ジーンズ・ズボン・スカートなど）、セーターなどの毛糸衣類（ウールマーク付）、着物・着物の帯、浴衣、肌着・下着、スカーフ、エプロン（布製）、マフラー（織物・ニット）など
F市	行政回収（ステーション回収）	洋服、和服、下着、セーター、背広、ネクタイ、皮革衣類、帽子、水着

■回収できない品目を別途例示し、回収品目は「衣類全般」のみとしている事例

G市	行政回収（拠点回収）、 集団回収	衣類全般
H市	行政回収（ステーション回収）、 集団回収	衣類、着物
I市	行政回収（ステーション回収、 戸別回収）	衣類
J市	行政回収（ステーション回収）、 集団回収	衣類

（出所）環境省調査

日本古着リサイクル輸出組合 古着の回収基準に関するパンフレット



古着はゴミではありません。
回収された古着は海外で古着としてリユースされたり加工されて工業用雑布（ウエス）としてリサイクルされたり様々な方法でリユース・リサイクルされています。

古着・古布の回収のルール

基本は洗ったものを
出してください。
クリーニングは不要です。
「タンスにしまえる状態に」
が回収できる判断基準です。

濡らさない。
汚さないように。
ボリ袋に入れて出して
ください。

事業所から
排出される
廃棄物は一切
回収できません。

◎古着以外でリユース・リサイクルできるもの（再使用できるもの）

- 1 靴下・下着類
- 2 タオル・シーツ類
- 3 寝具カバー・浴敷類
- 4 左右揃った、靴下・帽子類
- 5 体型揃った下着類
- 6 ウール製、アクリル製毛布類
- 7 タオルケット類
- 8 ハンドスカーフ類
- 9 カバン・バッグ類
- 10 再使用できる皮革衣類品類

◎2ピースのようなセットものは
セットが崩れないように出してください。

◎ボタンやファスナー・ベルトなどの付属品は
取り除きずに出してください。

◎回収できないもの（再使用できないもの）

- 血、油、ペンキなどで汚れたもの
- ペット用に使った毛布、タオル
- 破れ、敷布類、まくら、ペットマット
- コタツの下敷き、電暖毛布
- ジュエリー、カーペット
- ビニール合羽、雨傘
- 足拭きマット、便座カバー
- 事業所の制服、作業服
- 破損、スリッパ
- 事業所の加工品（仕立て、縫製等）

古着・古布の
回収品目（例）を
もっと詳しく
知りたい方は
QRコードから
ホームページへ

QRコード

「ファイバーリサイクル運動」
ご参加ください!!

日本古着リサイクル輸出組合（代表理事 佐藤 隆夫）
全国フェイバリット輸出推進員（各都道府県支部長）

（出所）日本古着リサイクル輸出組合
「古着の回収基準に関するパンフレット」
(<https://www.jwfa.or.jp/>)

回収品の量・質を高めるための工夫

- 自治体による**回収品の量を高めるための工夫**として、過年度の自治体ヒアリングでは、「**排出場所の多様化**」「**排出ルール**の簡素化」「**持ち去り防止対策**」等が確認されている。
- 自治体による**回収品の質を高めるための工夫**として、過年度の自治体ヒアリングでは、「**適切な分別の周知**」「**濡れ・汚れの防止**」「**リユースの促進**」等が確認されている。

“量”を高めるための工夫の例

排出場所の多様化

- 月1回のステーション回収を補完するため、環境センターにおいて**拠点回収**を実施。
- 資源物ステーションを設置し、土日・祝日も利用可能としている。
- 民間事業者の回収の取組を周知し、多様な排出の選択肢を提示。

排出ルールの簡素化

- 繊維の素材や付属品の有無などで条件を設けず、「衣類全般」を広く受け入れる。
- 紙類と布類をあわせて回収し、「紙・布は資源」という習慣を根付かせる。

持ち去り防止対策

- 収集事業者と、ステーションを2回周回してもらうような契約を結んでいる。
- 職員による集積所の巡回・パトロール
- 注意事項の防護ネットへの掲示、ハンドブック配布。

“質”を高めるための工夫の例

適切な分別の周知

- 中身が見える「透明・半透明の袋」での排出を指定。
- 回収できる/できない品目を写真等で解説したガイドブックやポスターの作成・配布
- 回収できない品目が出された場合、ステッカーを貼付し、再分別を促す。

濡れ・汚れの防止

- 回収品が濡れないように、「雨の日は出さない」よう呼びかけている。
- 衣類は洗って出すように周知している※。

リユースの促進

- 自治体直営のリユース拠点を設け、質の高い衣類の市民間でのリユースを促進。
- NPO法人等と連携し、子ども服等の交換会を開催。

行政回収における課題・解決方策の例

・行政回収における課題は「**回収の実施体制の課題**」「**回収の“量”に関する課題**」「**回収の“質”に関する課題**」に大別され、環境省調査を通じて以下のような課題が確認されている。「自治体向け衣類回収ガイドライン（仮称）」の策定を通じて、「**解決方策の例**」に示す方向性を後押しすることを想定する。

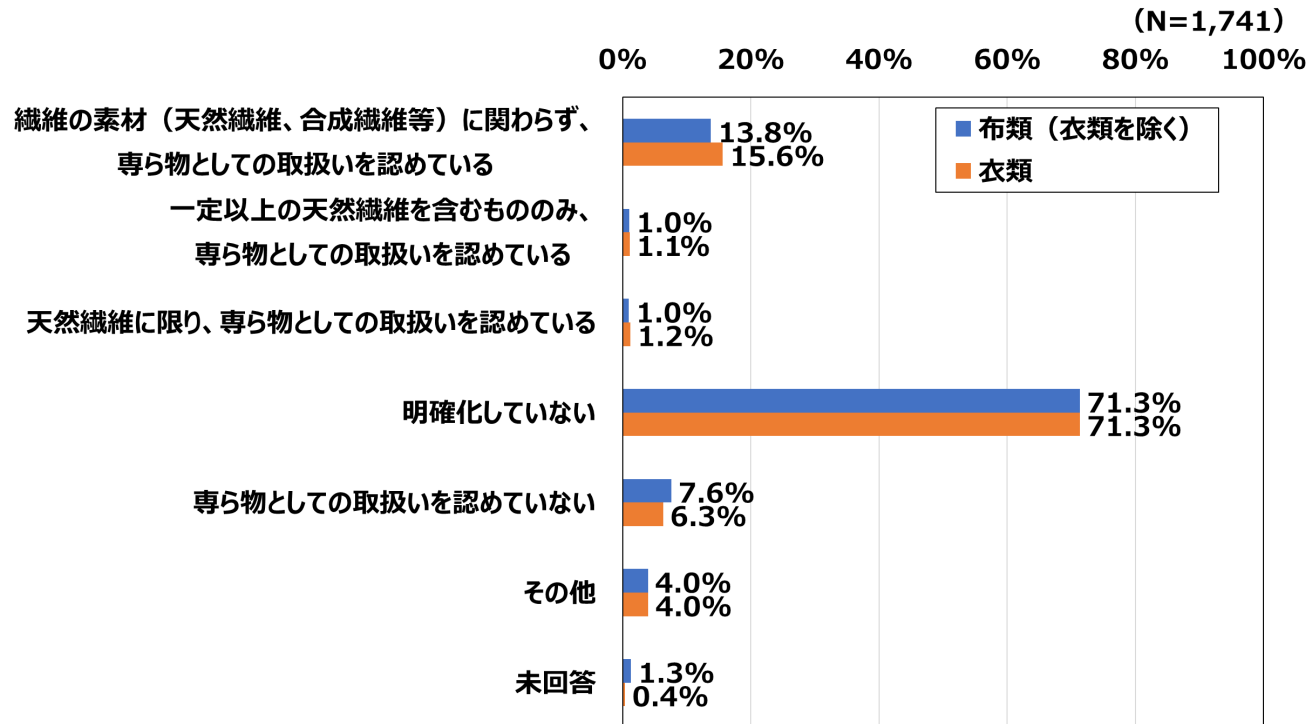
行政回収における課題・解決方策の例

類型	課題	解決方策の例
回収の実施体制の課題	✓ 回収を開始、回収体制を維持・拡大するにあたって、職員の人手や予算に制限がある	✓ 古紙等の資源物とあわせて回収を行う（または既に古紙等を回収する事業者へ委託する） ✓ 民間回収を行うリユース事業者等と連携する ✓ 市民団体等による集団回収を奨励・促進する
	✓ 近隣に故繊維事業者が立地しない場合がある	✓ 民間回収を行うリユース事業者等と連携する（※再掲） ✓ 近隣の自治体と連携し、広域で回収を実施する
回収の“量”に関する課題	✓ 生活者にとって、利便性の高い回収場所がない	✓ 複数の回収方法を補完的に活用する（拠点回収とステーション回収をいずれも実施する等）
	✓ 生活者にとって、衣類をいつ・どこ・どのように排出すればよいかが分からない	✓ 回収方法をわかりやすく周知する ✓ 回収場所を調べやすくする（ホームページで一覧化等）
	✓ 生活者が衣類を回収に出すメリットが感じられない	✓ 回収された後の活用方法やリユース・リサイクル実績を把握し、生活者に周知する
回収の“質”に関する課題	✓ 衣類が資源であることの意識が低い（濡れ・汚れのある衣類等、回収不適物が混入する）	✓ 回収できる／できない品目をわかりやすく周知する ✓ ごみを想起する「資源ごみ」という用語の使用を避ける ✓ 回収物の残渣返却枠を設け、事業者による廃棄物処理費用を軽減する
	✓ 事業者への引き渡し後、適切に選別されずに輸出されてしまうケースがある	✓ 国内で適切に選別の上、リユース・リサイクルを実施している事業者を優先して、業務を委託する

専ら再生利用の目的となる一般廃棄物（専ら物）に関する判断について

- 使用済み衣類が一般廃棄物に該当する場合、一般廃棄物の収集・運搬を業として行う者は、廃棄物処理法に基づき、市町村長の許可を受けなければならないが、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物（いわゆる「専ら物」）のみの収集又は運搬を業として行う者はこの限りではない、とされている。
- 自治体における「布類（衣類を除く）」「衣類」の専ら物としての取扱い状況について、「布類（衣類を除く）」「衣類」とともに、**専ら物としての取扱いを「明確化していない」が1,242市区町村（71.3%）と最も多く**、次いで「繊維の素材に関わらず、専ら物としての取扱いを認めている」が多くなっている。

布類（衣類を除く）・衣類の専ら物としての取扱い



自治体における専ら物の取扱いの判断事例

- 自治体への聞き取りの結果、衣類の専ら物としての取扱いについて、衣類の回収を行う団体による再生ルートの確保状況等を基に判断されているケースが確認されている。
- 一方、専ら物の判断は個別事例ごとに検討されており、明確な線引きが難しい等の課題意識も確認されている。

衣類の専ら物としての取扱いに関する判断事例

A市

- ✓ 排出する市民目線の分かりやすさを優先し、**化学繊維も含み、専ら物としての取扱いを認めている。**
- ✓ 一般家庭から排出されることを大前提とし、処理・再生できるルートが確立されているかを判断基準としている。なお、専ら物も廃棄物に変わりないため、引き渡し先の資源物業者と、その売却先の故繊維事業者に訪問し、処理状況を確認している。

B市

- ✓ **化学繊維も含み、専ら物としての取扱いを認めている。**
- ✓ 小売店などによる回収の場合、再生ルートが構築されているか（施設の有無、持込先の所在地等）を基に判断している。具体的には、再生ルートに沿った衣類・金銭の動きについて、聞き取り、もしくは資料提出いただき、判断している。
- ✓ 判断においては、インターネット等の公開情報と事業者からの提供情報を確認している実態であり、故繊維事業者に関する情報が限定的であることが課題である。

C市

- ✓ 天然繊維については専ら物として認めており、**化学繊維に関する専ら物の判断は「明確にはしていない」が、実態としては専ら物として扱われている。**
- ✓ 一般廃棄物の収集運搬の許可を持たない事業者から、「ボタンやファスナーなどの付属物が含まれる場合の（専ら物として取り扱える）比率」について問合せがあるが、明確に回答できていないことが課題である。

（出所）環境省調査における自治体への聞き取り結果を基に作成

（注）上記の事例は、自治体における個別判断事例であり、化学繊維を含む衣類が一律に専ら物に該当することを示すものではない。

専ら物の取り扱いに関する通知・事務連絡及び 規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）における回答

・専ら物に関する主な通知・事務連絡等は以下の通りである。

1「専ら再生利用の目的となる廃棄物の取扱いについて（通知）」 令和5年2月3日付け環境適発第2302031号・環境規発第2302031号

＜記書き全文＞

専ら再生利用の目的となる一般廃棄物又は産業廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分（以下「処分等」という。）を業として行う者については、その業を行うに当たって廃棄物処理業の許可は要しないとされている（法第7条第1項ただし書及び第6項ただし書並びに及び第14条第1項ただし書及び第6項ただし書）。また、事業者が、その一般廃棄物又は産業廃棄物の処分等を他人に委託する場合には、これらの者に委託できるとされており（法第6条の2第6項及び第12条第5項）、この場合には、産業廃棄物管理票の交付を要しないとされている（法第12条の3第1項）。

このことは、専ら再生利用の目的となる廃棄物以外の廃棄物の処分等を主たる業として行っている者であっても同様であり、当該専ら再生利用の目的となる廃棄物の処分等については、廃棄物処理業の許可は要しない。ただし、専ら再生利用の目的となる廃棄物であっても、それが再生利用されないと認められる場合には当該許可が必要であることに留意されたい。

なお、法に定められた規制を越える要綱等による運用については、必要な見直しを行うことにより適切に対応されたい旨、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について」（平成9年12月26日付け衛環318号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）において周知しているが、専ら再生利用の目的となる廃棄物の取扱いについても上記の法の内容を踏まえ、適切な運用に努められたい。

2「専ら再生利用の目的となる廃棄物の取扱いについて（事務連絡）」 令和5年4月10日付け事務連絡

＜一部抜粋＞

今般通知を発出した背景としては、専ら再生利用の目的となる廃棄物のみの処理を業として行う者が、それ以外の廃棄物の処理に係る廃棄物処理業の許可を取得する場合に、当該専ら再生利用の目的となる廃棄物の処理についても一律に許可を必要とするなど、法の規定と異なる運用がなされている事例を把握したことから、解釈の明確化を図ったものであり、これにより従前の法解釈を変更するものではありません。

そもそも、「行政処分指針について」（令和3年4月14日付け環境規発第2104141号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）にあるとおり、廃棄物は、不要であるために占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、法による適切な管理下に置くことが必要であり、廃棄物処理業の許可制度は、廃棄物の処理を業として行うことを一般的に禁止した上で、事業の用に供する施設及び事業を行う者の能力が事業を的確かつ継続的に行うに足りるものとして一定の基準に適合すると認められるときに限って許可することにより、廃棄物の適正な処理を確保するものです。

このうち、専ら再生利用の目的となる廃棄物のみの処理を業として行う者を許可の対象から除いているのは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」（昭和46年10月16日付け環整43号厚生省環境衛生局長通知）において、「もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄（古銅等を含む）、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等は許可の対象とならないものであること。」とされており、法制定当時から既存回収業者による回収から再資源化までの処理体制が既に確立されており、許可制度の対象としなくとも適正処理がなされることが期待されるためです。

ただし、専ら再生利用の目的となる廃棄物であっても、それが再生利用されないと認められる場合には当該許可が必要となります。

3「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」 提案項目「No.20 化学繊維を含む繊維製品に関する廃棄物処理法規制の緩和」に対する回答（令和5年12月13日取りまとめ）

市町村は一般廃棄物の統括的な処理責任を持ち、不法投棄や不適正な処理を防ぐ必要があるため、市町村が当該古繊維を「専ら物」として、収集・運搬業許可を不要とできる場合は、その受け入れ先があり、かつ、再生利用できる技術がある場合に限られます。よって、「専ら物」として、収集・運搬業許可を不要とできるかは、「専ら物」における「古繊維」に「化学繊維を含む古衣料などの繊維製品」が含まれるか、ではなく、当該繊維の受け入れ先があり、かつ、再生利用できる技術があるかによって判断されます。

（出所）「専ら再生利用の目的となる廃棄物の取扱いについて（通知）」（令和5年2月3日付け 環境適発第2302031号、環境規発第2302031号 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長、廃棄物規制課長 通知）

（<https://www.env.go.jp/content/000110199.pdf>）

「専ら再生利用の目的となる廃棄物の取扱いについて（事務連絡）」（令和5年4月10日付け 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課 廃棄物規制課 事務連絡）

（<https://www.env.go.jp/content/000142080.pdf>）

規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）で受け付けた提案及び所管省庁からの回答について（https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/hotline/h_index.html）

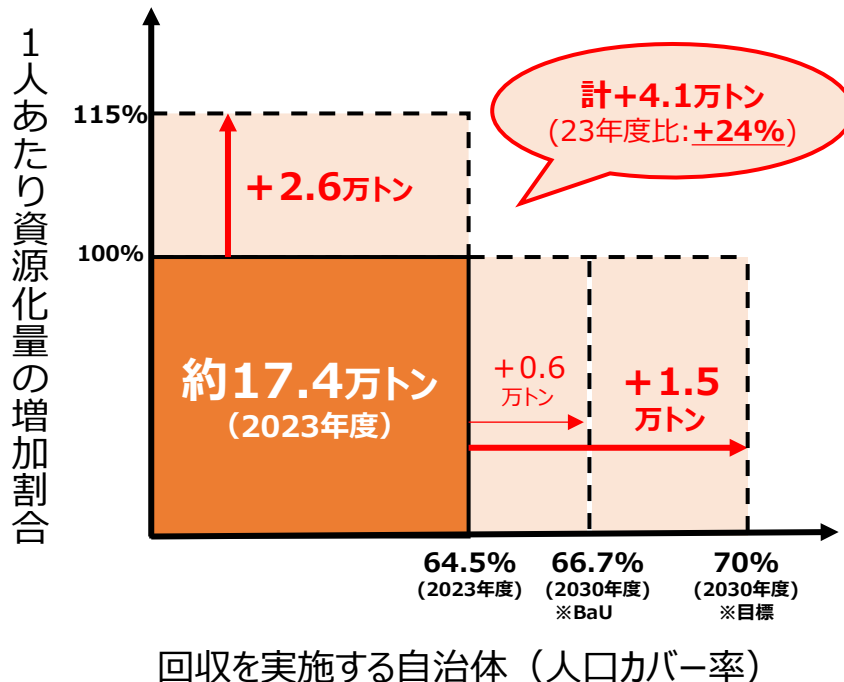
うち、規制改革 令和5年度回答（https://www.gyokaku.go.jp/hotline/img/2-k-5_kaitou_kisei_20240926_R5.pdf）

3. 參考資料

行政回収の増加量に関する試算（25%削減目標の達成の目安）

- 行政回収は、回収を実施する自治体数の増加、既に回収している自治体での回収量増加の2つの方向性がある。
- 回収を実施する自治体は、**人口カバー率70%までの拡大を仮定すると1.5万トン、1人あたりの資源化量は、115%の拡大**（経年変化において上位25%の自治体の水準）**を仮定し、2.6万トンの増加が見込まれる。**
- なお環境省では、住民が直接持ち込む資源物等の受入、分別、搬出するため一時的に保管する施設である「分散型資源回収拠点施設」の整備に向けて、一般会計において循環型社会形成推進交付金及び廃棄物処理施設整備交付金を計上し、市町村を支援している。

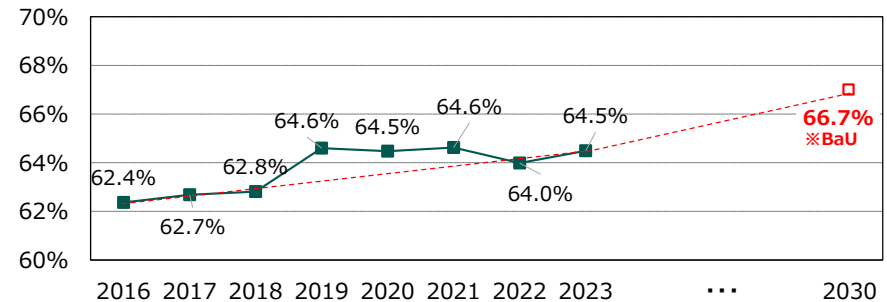
行政回収の増加量の試算の内訳



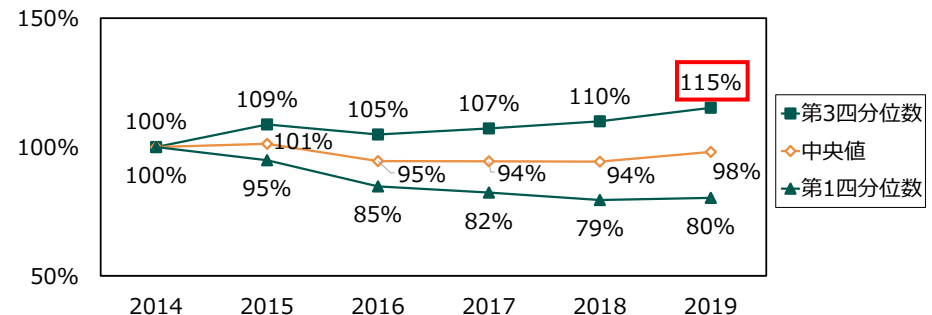
（出所）環境省「令和5年度一般廃棄物処理実態調査（令和7年3月）」を基に作成。
 （注記）直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量を対象に集計。
 （注記）人口カバー率のBaUは、2023年度比での2030年度時点の伸び率が、2016年度比での2023年度実績と同様の伸び率（1.03倍）と仮定した場合の値。

行政回収の経年変化に関するデータ

行政回収を行う自治体割合の推移（人口カバー率）



自治体ごとの「1人あたりの資源化量」の推移の傾向（2014年度比）



（注記）1人あたりの資源化量は、コロナ禍以前の6か年（2014年～2019年）の推移を整理
 （注記）外れ値の影響が大きいため、最大値・最小値・平均値については記載していない。

～自治体・事業者向け～ 使用済衣類の回収に関するグッドプラクティス集

- 「サステナブルファッションの推進に向けたアクションプラン」のアクションの一つの方向性として示す「全国どこでも分けて出せる」社会の実現に向けて、「**使用済衣類の回収に関するグッドプラクティス集**」を令和8年3月に作成。
- 想定読者は、使用済衣類回収の取組をこれから立ち上げる方、または既に実施している取組の効果を高める方法について検討する方。具体的には、地域の循環システム構築において、連携・協働を促進するコーディネーターとしての役割が期待される地方公共団体職員、および地域の関係主体（民間事業者やNPO団体等）を想定。
- 本資料では、令和5～7年度に実施したモデル事業の成果を中心に取りまとめを実施。使用済衣類の回収システム構築に向けた工夫について、全12事例を交えながら紹介している。

資料構成

0. はじめに
1. 使用済衣類の回収等の現状
2. 使用済衣類の回収拡大に向けた工夫
3. 使用済衣類の回収のグッドプラクティス
4. 参考資料

回収拡大 に向けた 6つ”の工夫

＜持続的な取組とするために…＞

- A : 有効な体制を構築する
B : 収集運搬の効率性向上
C : 資源としての価値を高める

＜取組の効果を最大化するために…＞

- D：回収に協力しやすい拠点づくり
E：回収への協力者を増やす
F：協力行動を継続させる

「使用済衣類の回収拡大に向けた工夫」の記載イメージ

2. 使用済衣類の回収拡大に向けた工夫

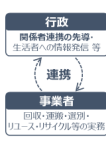
A 有効な体制を構築する

回収量を増やすための体制とは

i ポイント

行政が

- 地域の関係主体（小売や紡織繊維事業者等）が連携することで、地域全体で生活者が協力しやすい回収システムをつくることができます。
- 行政は関係者間をつなぎ、**地域内の回収体制構築を先導する役割**が期待されます。



2

- 地域内に様々な回収拠点が設けられると、回収の競合関係が生まれ、生活者視点での利便性が損なわれてしまいます。
- 各主体が連携することで、生活者の認知拡大や、収集・選別の効率化等のメリットを得られます。



3

- 特に小規模の自治体はリソースが限られ、単独で回収するメリットは限定的です。
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法）上の衣類の取扱いについて認識共有の上で）**周辺自治体と連携し、広域で回収活動**を行うことで、資源量の十分な確保、収集・選別の効率化等のメリットを得られます。



グッドプラクティスの記載イメージ（6事例の詳細を掲載）

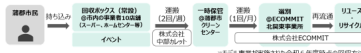
事例2 「捨てない社会をかなえる」使用済衣類回収・循環のインフラ構築に係るサーキュラーシティ実証事業

 事業の概要（令和6年12月時点）

実施主体	愛知県鼎都市
概要 (実施地域)	市民の生活圏線上に使用済繊維回収ボックスを設置し、使用済衣類を回収、回収した衣類をリユース・リサイクルを行う行政主導事業。（鼎都市、人口：7万人）
回収期間	令和7年9月1日～10月31日（61日間）
回収対象衣類	トップス、ボトムス、ジャケット、コート、スカート、シャツ （※靴下・肌着類、靴、着物、制服、靴等是对象外）
主な再生手法	リユース（リユースできない衣類はリサイクル）
事業成果	回収量4,543 kg（リユース：79.8%、リサイクル：18.9%）
事業のコスト	非収支

 回收方法·再生方法

- ・ECOMMIT社のPASSTOを市内の事業者10店舗（スーパー、ホームセンター、ドラッグストア等）に設置。協力店舗は、市民の生活導線上の利用が多くの店舗を市内全域から選定。（学区ごとに2～3店舗）
- ・地域の収集運搬事業者である株式会社中部リサイクルが週2回運搬し、回収拠点から蒲郡市のグリーンセンターに搬入して一時保管。株式会社ECOMMITが月1回収し、ECOMMIT北関東事業所において選別し、リユース・リサイクルされた。



🔒 回収量拡大のための工夫ポイント

- | | | |
|----------|----------------------|--|
| B | 収集の
効率性 | グリーンセンターで一時保管し、必要積載量を確保。
域内事業者との連携により小まめな回収対応を実現。 |
| D | 回収格好
しやすい | 生活導線上にあり、利用者が多い店舗に回収ボックス
を設置。 |
| F | 行動を
継続させる | 選別後のフィードバックデータの市民向け開示を検討。 |

 取組の課題

- ・回収が好評で、店舗スタッフの対応（回収袋の交換）をしていただいても対応が間に合わない場合があった。店舗側の負担の調整を要検討。
- ・事業継続のため、協力店舗側へのメリットの創出（認定制度など）

 取組の展開状況（令和8年3月時点）

実装段階では、民間の取組として自走している。協力10店舗のうち継続していない店舗もあるが、新規に設置の要望があった店舗もある。

使用済衣類回収等に関するモデル実証事業の実施

- 令和5～7年度に「使用済衣類回収のシステム構築に関するモデル実証事業」として、計18団体を採択。
- 令和8年度は「令和7年度補正予算 リユース等の促進に関するモデル実証事業」の一環として、「衣類回収後の資源活用と事業性の確保を両立するモデル実証事業（部門Ⅲ）」を実施予定。

令和5～7年度 実施団体

年度	実施団体	年度	実施団体
R5	愛知県豊田市	R7	青山商事株式会社
	学校法人山内学園香蘭女子短期大学		株式会社ビームス
	京都府京都市		株式会社BIOTECHWORKS-H2
	株式会社京葉十二社広告社		株式会社フレーベル館
	株式会社BIG EYE COMPANY		合同会社CYKLUS
R6	東京都中央区		特定非営利活動法人とよなか市民環境会議アジェンダ21
	愛知県蒲郡市		認定特定非営利活動法人中部リサイクル運動市民の会
	ゼンドラ株式会社		
	特定非営利活動法人とよなか市民環境会議アジェンダ21		
	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社		
	JGC Digital株式会社		

（注）令和6年度は、特に子ども服や制服等の衣服の回収を想定して実施。

令和8年度 採択団体・採択事業

実施団体	事業名
株式会社きものすなお	埋蔵着物による経済活性化・技術伝承モデル
日本郵便株式会社 東海支社	郵便局ネットワークを活用した学生服リユースモデルの構築に関する実証事業
株式会社BPLab	産官学連携による衣類回収後の多段階循環モデル構築および低品質繊維用途開発実証事業